

接続約款変更届出書

平成 29 年 12 月 21 日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 田中 孝

登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日

及び登録番号 第 3 号

連絡先 渉外部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 29 年 12 月 28 日
------	-------------------

接続約款変更届出書

平成 29 年 12 月 21 日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540
住所 おきなわけん な ほ し まつやまいっちょうめ ばん ごう 沖縄県那覇市松山一丁目 2 番 1 号
氏名 おきなわ でんわかぶしきかいしゃ 沖縄セルラー電話株式会社
代表取締役社長 湯浅 英
登録年月日 平成 16 年 4 月 1 日
及び登録番号 第 71 号
連絡先 運用管理部

電気通信事業法第 34 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	平成 28 年 12 月 28 日
------	-------------------

◆業務支援システム関連

新	旧										
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使 用します。</p> <table border="1" data-bbox="145 331 1099 751"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52 業務支援システム</td> <td>MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム</td> </tr> <tr> <td>53 業務支援端末</td> <td>業務支援システムと連動しauICカードにMVNOサービス契約の契約回線に係る情報を登録するための装置</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	52 業務支援システム	MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム	53 業務支援端末	業務支援システムと連動しauICカードにMVNOサービス契約の契約回線に係る情報を登録するための装置	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使 用します。</p> <table border="1" data-bbox="1189 331 2103 596"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>用語の意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>52 業務支援システム</td> <td>MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理及びauICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置</td> </tr> </tbody> </table>	用語	用語の意味	52 業務支援システム	MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理及びauICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置
用語	用語の意味										
52 業務支援システム	MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステム										
53 業務支援端末	業務支援システムと連動しauICカードにMVNOサービス契約の契約回線に係る情報を登録するための装置										
用語	用語の意味										
52 業務支援システム	MVNOサービス契約の契約回線(MVNOサービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理及びauICカードに電話番号その他情報の登録を行うための装置										
<p><u>(業務支援端末貸与に関する申込み)</u> <u>第38条の4 接続申込者は、業務支援端末の貸与に関する申込みを当社が指定する事務取扱所に申込みすることができます。</u> <u>2 当社は、前項に規定する申込みを承諾する場合は、その接続申込者とその利用に係る事務処理及び運用方法並びにその他の個別事項を含む契約を締結します。</u></p>	<p>【新設】</p>										

<p><u>第3節の4 業務支援システムの利用及び業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務</u></p> <p><u>(業務支援システムの利用に係る費用の支払義務)</u></p> <p><u>第68条の4 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第38条の2（業務支援システムの利用に関する申込み）第2項に規定する契約に基づき、業務支援システムの利用に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表（その他の費用）第2（業務支援システムの利用に係る費用）に規定する業務支援システムの利用に係る費用の支払いを要します。</u></p> <p><u>(業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務)</u></p> <p><u>第68条の5 協定事業者（接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。）は、第38条の4（業務支援端末の貸与に関する申込み）第2項に規定する契約に基づき、業務支援端末の貸与に係る請求を行い、当社がその請求を承諾したときは、料金表第4表（その他の費用）第3（業務支援端末の貸与に係る費用）に規定する業務支援端末の貸与に係る費用の支払いを要します。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手数料、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、<u>a u I Cカードの貸与に係る費用、業務支援システムの利用に係る費用又は業務支援端末の貸与に係る費用</u>をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 略</p>	<p>(料金等の支払い)</p> <p>第71条 協定事業者は、料金等（接続料金、工事費、手数料、割増金、預託金、延滞利息、ユニバーサルサービス料又はa u I Cカードの貸与に係る費用をいいます。以下同じとします。）について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。</p> <p>2 略</p>
<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>第65条（網使用料の支払義務）から<u>第68条の5（業務支援端末の貸与に係る費用の支払義務）</u>までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>	<p>料金表</p> <p>通則</p> <p>(消費税相当額の加算)</p> <p>第65条（網使用料の支払義務）から第68条の3（a u I Cカード貸与に係る費用の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。</p>

第4表 その他の費用

第1 auICカードの貸与に係る費用の額

区 分		単 位	形 状	費用の額	備 考
au IC カー ドの 貸与 に係 る費 用	auICカ ードの貸与 に係る請求 をし、当社が 承諾したと きに要する 費用	1枚ご とに	<u>「Mini-UICC」、 又は「4FF」</u>	406円	<u>WIN直収パケッ ト接続機能及びL TE直収パケット 接続機能での利用 が可能です。</u> 発注枚数などの条 件により変更する 場合が <u>あります</u> 。

第2 業務支援システムの利用に係る費用の額

区 分		単 位	費用の額	備 考
<u>業務支援 システム の利用に 係る費用</u>	<u>業務支援システム の利用に係る請求 をし、当社が承諾し たときに要する費 用</u>	<u>1システ ムごとに</u>	<u>1,780,000円</u>	<u>月額 当社が指定 するネット ワークを利用 するための 費用が必 要です。</u>

第3 業務支援端末の貸与に係る費用の額

区 分	単 位	費用の額	備 考

第4表 その他の費用

第1 auICカードの貸与に係る費用の額

区 分		単 位	費用の 額	備 考
auIC カードの 貸与に係 る費用	auICカー ードの貸与に係 る請求をし、当 社が承諾した ときに要する 費用	1枚ごと に	406 円	発注枚数などの条 件により変更する 場合がございます。

業務支援 端末の貸 与に係る 費用	業務支援端末の貸 与に係る請求をし、 当社が承諾したと きに要する費用	1セット ごとに	6,000円	月額 当社が指定す るネットワー クを利用する ための費用が 必要です。
	業務支援端末で 利用するプリン タの貸与に係る 費用	1台毎 に	1,000円	月額

◆情報開示告示第107号

新	旧
<p><u>(当社の通知責任)</u> <u>第54条の2</u> <u>当社は、当社の電気通信設備との接続における通信障害等に関する情報を協定事業者に通知することとします。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>(接続協議等に関する情報等の提供) 第96条の2 当社は、接続協議に関する情報、au通信サービスのサービスエリアに関する情報及び別表1に掲げるLTE直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の額を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。 2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施に関する情報、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用に関する情報、第38条の3(auICカードの貸与に係る請求)に規定するauICカードの貸与に係る請求に関する情報、第38条の4(業務支援端末の貸与に関する申込み)に規定する業務支援端末の貸与に関する情報、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)2-1から2-6に規定する料金、並びに料金表第4表(その他の費用)第1(auICカードの貸与に係る費用の額)に規定する料金について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報を当社の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。 3 前2項の規定によるほか、当社は、業務支援システム、業務支援端末、又はauICカードの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報、並びに当社の電気通信設備における通信障害等に関する情報を、当社が別に定める方法により協定事業者に通知することとします。</p>	<p>(接続協議等に関する情報等の提供) 第96条の2 当社は、接続協議に関する情報及びau通信サービスのサービスエリアに関する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。サービスエリアについては、現状との相違が含まれることがあります。 2 前項の規定によるほか、当社は、接続申込者から請求があるときは、第40条の2(移動無線装置に係る確認試験の実施)及び第40条の3(接続申込者の請求による移動無線装置の試験)に規定する移動無線装置との確認試験の実施、第38条の2(業務支援システムの利用に関する申込み)に規定する業務支援システムの利用、第38条の3(auICカードの貸与に係る請求)に規定するauICカードの貸与に係る請求、又は当社の電気通信設備における通信障害等により影響を受けるおそれのある利用者に対する説明に必要な情報を当社の事務取扱所において提供します。ただし、その情報が当社の機密事項に該当するときは、この限りではありません。</p>

◆網改造料の按分

新		旧	
<p>第2 網改造料</p> <p>1 適用</p> <p>網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>		<p>第2 網改造料</p> <p>1 適用</p> <p>網改造料の適用については、第66条（網改造料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。</p>	
網 改 造 料 の 適 用		網 改 造 料 の 適 用	
(1) 網改造料の適用対象	略	(1) 網改造料の適用対象	略
(2) 網改造料の按分	<p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>当社又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p><u>なお、別表1（接続により提供する機能）1－2（個別占有的接続機能）の機能（文字メッセージ通信信号変換装置接続機能を除く）については、当社又は複数の協定事業者が使用することとなった場合には、2（料金額）に規定する料金額をその使用する電気通信事業者の合計数で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、当社又は複数の協定事業者が使用する機能のうち、1の事業者が個別占有する装置が含まれる場合には、その装置の網改造料はその装置を利用する協定事業者が負担するものとする。</u></p> <p>略</p>	(2) 網改造料の按分	<p>ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。</p> <p>(ア) (イ)以外のもの</p> <p>当社又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、その使用する電気通信事業者の合計数、使用する回線数比又は利用頻度の比率等、当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。</p> <p>ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。</p> <p>略</p>

◆代表的な工事費

新				旧			
区 分		単 位	料 金 額	区 分		単 位	
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に <u>設定</u> する工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>第2表 工事費 1適用のとおり</u>	(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における <u>工事のうち下記以外の</u> 接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	<u>第2表 工事費 1適用のとおり</u>	(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係るIPアドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	1 工事ごとに	
	<u>第6条（標準的な接続箇所）表中第2欄に規定する接続箇所における接続に係る工事のうち接続帯域幅の変更に係る工事に要する費用</u>	<u>1 工事ごとに</u>	<u>63,400円</u>				

◆端末試験関連の変更

新	旧
<p>(試験の実施)</p> <p>第40条 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。</p> <p>2 削除</p> <p>3 当社及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>(移動無線装置に係る確認試験の実施)</p> <p>第40条の2 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社が判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。</p> <p>2 削除</p> <p>3 以下、略</p>	<p>(試験の実施)</p> <p>第40条 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。</p> <p>2 前項の試験の結果、当社又は接続申込者が当該接続等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該接続等を開始しないことがあります。</p> <p>3 当社及び接続申込者は、第1項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。</p> <p>(移動無線装置に係る確認試験の実施)</p> <p>第40条の2 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると当社が判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、接続申込者はこれに協力することを要します。</p> <p>2 前項の確認試験の結果、当社又は接続申込者が移動無線装置の正常性等を確認できないと判断した場合は、その正常性等が確認されるまでの間、当社は接続しないことがあります。</p> <p>3 以下、略</p>

◆020 番号利用時のユニバーサルサービス料の支払い免除規定

新	旧
<p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第68条の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定するMVNO回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。<u>ただし、au通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料の適用除外に該当するときは、その支払いを要しません。</u></p> <p>以下、略</p>	<p>(ユニバーサルサービス料の支払義務)</p> <p>第68条の2 協定事業者は、第65条の2(定額制の網使用料の支払義務)第1項の規定に基づき別表1(接続により提供する機能)に規定するMVNO回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。</p> <p>以下、略</p>

◆誤字の修正

新			旧		
別表1 接続により提供する機能 1-2 個別占有的接続機能			別表1 接続により提供する機能 1-2 個別占有的接続機能		
機能の区分	機能の内容	備考	機能の区分	機能の内容	備考
直取パケット接続機能	略	略	直取パケット接続機能	略	略
WIN直取パケット接続装置機能	略	略	WIN直取パケット接続装置機能	略	略
LTE直取パケット接続装置機能	略	略	LTE直取パケット装置接続機能	略	略

◆附則

新	旧
<p><u>附 則（平成29年12月28日KDDI 移企調第1705号及びOCT 技第17-095号）</u> <u>（実施時期）</u> 1 この改正規定は、平成29年12月28日から実施します。 ただし、この改正規定のうち、第96条の2第2項に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する情報の提供については、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-5に規定する料金額は原価算定期間が平成28年4月1日以降のものから、料金表第4表（その他の費用）第1（auICカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は、平成30年4月1日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前算定期間比に関する情報の提供については、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）2（料金額）2-5に規定する費用の額は原価算定期間が平成29年4月1日以降のものから、料金表第4表（その他の費用）第1（auICカードの貸与に係る費用の額）に規定する費用の額は、平成31年4月1日以降に適用するものから実施します。</p>	